

石綿障害予防規則の一部を改正する省令に係る告示について

令和2年6月

厚生労働省労働基準局

安全衛生部化学物質対策課

1 適切に事前調査を実施するために必要な知識を有する者として 厚生労働大臣が定める者を定める告示

<告示の内容>

事前調査を適切に実施するために必要な知識を有する者について、以下に掲げる調査対象物の区分に応じ、それぞれ以下の者とする。こととする。

(1) 建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部を除く。）

建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省、国土交通省、環境省告示第1号。以下「登録規程」という。）に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者又はこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者

(2) 一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部

(1) に掲げる者又は登録規程に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者

<告示日等>

- ・告示日：令和2年7月上旬（予定）
- ・施行期日：令和5年10月1日（予定）

2 適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定める者等を定める告示

<告示の内容>

分析調査を適切に実施するために必要な知識及び技能を有する者について、以下の者として定める。

- 以下①から③までにに関する所定の学科講習及び分析の実施方法に関する所定の実技講習を受講し、修了考査に合格した者
 - ① 分析の意義及び関係法令
 - ② 鉱物及び石綿含有材料等に関する基礎知識
 - ③ 分析方法の原理と分析機器の取扱方法
- 上記と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

<告示日等>

- 告示日：令和2年7月上旬（予定）
- 施行期日：令和5年10月1日（予定）

3 石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定める物を定める告示

＜告示の内容＞

事前調査の結果等の報告対象とする工作物について、以下のとおり規定する。

- ・ 反応槽
- ・ 加熱炉
- ・ ボイラー及び圧力容器
- ・ 配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）
- ・ 焼却設備
- ・ 煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。）
- ・ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）
- ・ 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）、変電設備、配電設備及び送電設備（ケーブルを含む。）
- ・ トンネルの天井板
- ・ プラットホームの上家
- ・ 遮音壁
- ・ 軽量盛土保護パネル
- ・ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板

＜告示日等＞

- ・ 告示日：令和2年7月上旬（予定）
- ・ 施行期日：令和4年4月1日（予定）

4 石綿含有成形品のうち特に石綿等の粉じんが発散しやすいものとして厚生労働大臣が定める物を定める告示

<告示の内容>

成形された材料で石綿等が使用されている物のうち特に石綿等の粉じんが飛散しやすいものとして、石綿等を含有するけい酸カルシウム板第一種を規定する。

<告示日等>

- ・ 告示日：令和2年7月上旬（予定）
- ・ 施行期日：令和2年10月1日（予定）